

## ＝ 介護保険以外の高齢者福祉サービス

※ 介護保険サービスについては、別冊をご覧ください。

### ■家庭での生活を支援するサービス（※問合せ先・申込先は1ページをご覧ください。）

#### 1 紙おむつの購入助成券の発行

内 容	寝たきりまたは認知症高齢者の家庭での生活を支援し、家族の負担を軽減するために、紙おむつを購入することができる助成券（月額2,500円以内）を発行します。
利用できる方	65歳以上で要介護または要支援の認定を受けており、かつ以下の項目をすべて満たす方 ①要介護（要支援）認定において、主治医意見書及び認定調査表の項目が、市の定める基準以上に判定されている方 ②常時おむつを必要とする方 ③市内に住所があり、在宅で生活している方（施設入所中や入院中の方は対象外） ④市・県民税非課税の世帯に属する方
問合せ先 申込み先	市高齢福祉課（高齢福祉係）、豊浦支所、紫雲寺支所、加治川支所、各地域包括支援センター

#### 2 緊急通報装置の設置

内 容	緊急時に迅速かつ適切な対応を図るとともに、生活不安の解消のために、緊急通報装置・ペンダント型発信機・安否センサーを貸与します。ただし、通信会社によって、貸与できない場合があります。（装置設置において、壁面にねじ傷等生じます。）					
利用できる世帯	次のいずれかに該当し、固定電話、携帯電話をお持ちの世帯 (1)おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者世帯 (2)おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯で、緊急時の対応が困難と認められる世帯 <b>【緊急連絡先3名の同意書と登録が必要となります】</b>					
利用料金	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>生活保護世帯及び所得税非課税世帯</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>上記以外の世帯</td> <td>月額400円</td> </tr> </table> <p>※その他別途電話の通話料金がかかります。</p>		生活保護世帯及び所得税非課税世帯	無料	上記以外の世帯	月額400円
生活保護世帯及び所得税非課税世帯	無料					
上記以外の世帯	月額400円					
問合せ先 申込み先	市高齢福祉課（高齢福祉係）、豊浦支所、紫雲寺支所、加治川支所、各地域包括支援センター					

### 3 日常生活用具の購入費助成

内 容	一人暮らしなどの高齢者の生活を支援するために、日常生活用具購入費を助成します。					
利用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電磁調理器：65歳以上であって、心身機能の低下や認知症等により、防火等の配慮が必要と認められる一人暮らし高齢者</li> <li>・火災警報器：65歳以上の一人暮らし高齢者及び寝たきりの高齢者世帯</li> <li>・自動消火器：65歳以上の一人暮らし高齢者及び寝たきりの高齢者世帯</li> </ul> ※電磁調理器については他に要件がありますので、お問い合わせください。 なお、火災警報器は所得税非課税世帯のみ対象となります。					
対 象 用 具	電磁調理器、火災警報器、自動消火器（品目ごとに一世帯1回のみ）					
必 要 な 費 用	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">生活保護世帯及び生計中心者が所得税非課税の世帯</td> <td style="width: 50%;">無料</td> </tr> <tr> <td>上記以外の世帯</td> <td>生計中心者の所得税の課税年額に応じて自己負担額があります。</td> </tr> </table> ※ 品目ごとに助成基準額があり、超過分は自己負担となります。 なお、設置に必要な施工工事費用及び運搬費を含みます。		生活保護世帯及び生計中心者が所得税非課税の世帯	無料	上記以外の世帯	生計中心者の所得税の課税年額に応じて自己負担額があります。
生活保護世帯及び生計中心者が所得税非課税の世帯	無料					
上記以外の世帯	生計中心者の所得税の課税年額に応じて自己負担額があります。					
問 合 せ 先 申 込 み 先	市高齢福祉課（高齢福祉係）、豊浦支所、紫雲寺支所、加治川支所、各地域包括支援センター					

### 4 補聴器購入費用の助成

内 容	身体障害者手帳の対象とならない軽・中等度の難聴者に対して、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。					
対 象 者	身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度の難聴で以下の要件をすべて満たす方 (1)65歳以上で市内に在住の方（18歳～64歳は社会福祉課） (2)両耳の聴力レベルが30dB以上又は医師が補聴器装用を必要と認めた方 (3)新規の申請又は前回の交付決定から5年以上経過している方					
助 成 費 用	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">生活保護世帯 市・県民税非課税世帯</td> <td style="width: 50%;">購入費用の全額（上限5万円）</td> </tr> <tr> <td>市・県民税課税世帯</td> <td>購入費用の1/2（上限3万円）</td> </tr> </table> ※ 補聴器の購入前に申請をしてください。 ※ 修理費用や付属品は対象外です。 ※ 医師の意見書は自己負担となります。		生活保護世帯 市・県民税非課税世帯	購入費用の全額（上限5万円）	市・県民税課税世帯	購入費用の1/2（上限3万円）
生活保護世帯 市・県民税非課税世帯	購入費用の全額（上限5万円）					
市・県民税課税世帯	購入費用の1/2（上限3万円）					
問 合 せ 先 申 込 み 先	市高齢福祉課（高齢福祉係）、豊浦支所、紫雲寺支所、加治川支所					

## 5 在宅高齢者給食サービス

内 容	一人暮らし高齢者や病弱な高齢者や身体に障がいのある人に、栄養のバランスのとれた食事を配達することにより、健康維持と孤独感の解消を図ります。
対 象 者	(1)65歳以上の介護サービスを利用していない方で、次のいずれかに該当する方 ①一人暮らし高齢者及び日中独居で見守りの必要な方 ②給食サービスが特に必要と認められる病弱な高齢者世帯 (2)給食サービスが特に必要と認められる身体に障がいのある方
負 担 金	1食あたり 400円
配 達 日	毎月4回（第1火曜日、第2水曜日、第3木曜日、第4金曜日）夕食
問 合 せ 先 申 込 み 先	新発田市社会福祉協議会（本町4-16-83 新発田市ボランティアセンター内） 電話：0254-23-1000

※上記のほかに食品などの配達をしているお店があります。38ページ下段をご覧ください。

## 6 住宅を改造する費用の補助

内 容	高齢者等のいる世帯が、住宅をその高齢者等の身体状況に適したものに改造するために必要な経費を補助します。	
対 象 者	以下の項目すべて満たす方（介護保険の住宅改修の利用が優先となります。） (1) 65歳以上で、要介護または要支援の認定を受けている方 (2) 世帯全員の前年の収入合計が600万円未満の方 (3) 対象者又はその親族が所有し、かつ対象者が居住する既存の住宅に対して改修を行う方 (4) 介護保険の住宅改修の補助金（20万円）を限度額まで使い切っている方	
助 成 費 用	補助対象となる工事費は、基準額30万円（上限）	
	生活保護世帯	補助対象となる工事費の全額
	所得税非課税世帯	補助対象となる工事費の4分の3
	その他の世帯	補助対象となる工事費の2分の1
	※一世帯につき、1回限り利用できます。	
問 合 せ 先 申 込 み 先	市高齢福祉課（高齢福祉係）、各地域包括支援センター	

## 7 屋根の雪下ろし費用の助成

内 容	高齢者世帯等で自力での屋根雪除雪が困難であり、支援してくれる親族もない世帯に、常に居住している家屋の屋根雪除雪にかかる費用の一部を助成します。
対 象 世 帯	<p>①65歳以上の高齢者世帯</p> <p>②障がい者のみで構成される世帯 (障がい者とは、身体障害者手帳1～4級所持者、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者、療育手帳A所持者です)</p> <p>③ひとり親と義務教育終了前の子どものみの世帯</p> <p>-----であり、なおかつ次の(1)～(3)の項目をすべて満たす世帯-----</p> <p>(1)市・県民税非課税世帯</p> <p>(2)自力で除雪が困難な世帯</p> <p>(3)親族(二親等以内)からの労力的援助又は経済的援助が受けられない世帯</p> <p>※(3)については、援助が受けられない具体的な理由をお尋ねします。</p>
助成対象費用	常に居住している家屋の屋根雪除雪にかかる費用 (注：母屋の屋根雪以外の雪は対象になりません。)
助 成 額	1回20,000円までを上限とし、3回まで助成
問 合 せ 先 申 込 み 先	①市高齢福祉課(高齢福祉係)、豊浦支所、紫雲寺支所、加治川支所 ②社会福祉課障がい支援企画係 ③社会福祉課ひとり親家庭支援係

## 8 救急医療情報キット

内 容	緊急時等救急隊員に正確な医療情報を伝えるためのキットです。 このキットの中に、かかりつけ医や服用している薬などの情報をあらかじめ入れておき、病気やけがで倒れたときに、救急隊員などに医療情報を伝えるものです。		
	配 布 対 象	配 布 方 法	
65 歳以上	・一人暮らしの方	①	地域包括支援センター職員やケアマネージャーなどが個別訪問して無料配布します。
	・65歳以上のみの世帯の方 ・日中一人になる方	②	希望する方に無料で配布します。
64 歳以下	・身体障害者手帳1・2級、療育手帳A ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者で、一人暮らし、日中一人になる方または手帳所持者のみの世帯の方	③	希望する方に無料で配布します。
	上記以外で希望する方	④	希望する方に、175円で配布します。
問 合 せ 先 申 込 み 先	①の方は、地域包括支援センター ②の方は、市高齢福祉課（高齢福祉係）（市役所本庁舎2階） または各支所住民福祉課 ③の方は、社会福祉課（市役所本庁舎2階）または各支所住民福祉課 ④の方は、健康推進課（市役所本庁舎2階）または各支所住民福祉課		



## 9 緊急告知FMラジオの無償貸与

内 容	災害発生時、または災害が発生するおそれがある場合に、速やかに災害情報を入力し迅速な避難行動に結びつけることができるよう緊急告知FMラジオを無償貸与します。
利用できる方	75歳以上の一人暮らしの方 ※土砂災害警戒区域などにお住まいの方で、既に市から緊急告知FMラジオが貸与されている方は、対象外です。
受 付 窓 口	市高齢福祉課 申請書受付後、緊急告知FMラジオをお渡しします。 ※各支所で受付を希望される場合は、緊急告知FMラジオ受け取りを希望する3日前（閉庁日を除く）までに、高齢福祉課まで御連絡ください。
お持ちいただくもの	本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証 等） 代理申請の場合は、手続きをする方の運転免許証等の本人確認ができるもの
問 合 せ 先	申請について 市高齢福祉課（高齢福祉係）、豊浦支所、紫雲寺支所、加治川支所 緊急告知FMラジオ貸与事業について 市地域安全課



10 後期高齢者医療制度

内 容	高齢者のための医療制度です。				
対 象 者	次のいずれかに該当する方 (1)75歳以上の方（申請不要） ※75歳の誕生日までに資格確認書を郵送します。（令和8年7月加入者まで） (2)65歳以上で一定の障がいがある方（申請必要）				
自己負担限度額	所得区分		医療機関窓口における負担割合	自己負担限度額 ※1	
				外来の限度額 (人ごとに計算)	外来と入院があった場合は合算（世帯ごと）
	現役並み所得者	住民税課税所得 690万以上	3割	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <多数回 140,100円 ※1>	
		住民税課税所得 380万以上		167,400円+(医療費-558,000円)×1% <多数回 93,000円 ※1>	
		住民税課税所得 145万以上		80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数回 44,400円 ※1>	
	一 般		2割	18,000円 [年間上限 144,000円]	57,600円 <多数回 44,400円 ※2>
1割					
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	1割	8,000円	24,600円	
	区分Ⅰ			15,000円	
<p>※1 令和8年2月時点の金額です。          ※2 過去12か月以内に3回以上、限度額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、限度額が下がります。</p> <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・『マイナンバーカード（マイナ保険証）』で受診される場合は、自己負担限度額の区分はマイナ保険証で確認できます。</li> <li>・『資格確認書』で受診される住民税非課税世帯の方は、資格確認書に自己負担限度額の区分を記載しますが、申請が必要となります。</li> <li>・『資格確認書』で受診される現役並み所得者のうち住民税課税所得690万円未満（年収約1,160万円以下）の方は、資格確認書に自己負担限度額の区分を記載しますが、申請が必要となります。</li> <li>・75歳の誕生日の月に限り、後期高齢者医療制度分の自己負担限度額は2分の1となります。（1日生まれの方を除く）</li> </ul>					
高額療養費制度	1か月の医療費が、自己負担限度額を越えた場合に、申請により払い戻されます。（なお、およそ3か月後に払い戻しの案内文書が送付されます。）				
医療機関等に受診するとき	「資格確認書」または「マイナンバーカード（マイナ保険証）」を必ずご持参ください。				
問合せ先 申込み先	市保険年金課、豊浦支所、紫雲寺支所、加治川支所 新潟県後期高齢者医療広域連合 業務課 電話：025-285-3222				

## 11 一人暮らし・寝たきり高齢者医療費の助成（県老）

内 容	病気の早期発見と早期治療のために、医療費を助成します。
対 象 者	65歳以上70歳未満の経済的・精神的に単独である高齢者または3か月以上寝たきりの高齢者（重度心身障害者医療費助成を受給されている方は除きます）
助 成 の 内 容	窓口での自己負担額を3割から2割に軽減します。
問 合 せ 先 申 込 み 先	市高齢福祉課（高齢福祉係）

## 12 特別障害者手当

内 容	障害者手帳の有無にかかわらず、精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅の方に、手当を支給します。（所得制限あり）
手 当 の 金 額	月額30,450円（2・5・8・11月に3か月分ずつ定期支給）
手 当 を 受 給 で き な い 方	(1) 福祉施設に入所している方（※） (2) 病院等（老人保健施設、介護療養型医療施設を含む）に継続して3か月以上入院している方 ※ 施設の種類によっては受給できる場合があります。 《入所していても手当を受給できる施設》 有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、グループホーム、 軽費老人ホーム、ショートステイ
問 合 せ 先 申 込 み 先	市社会福祉課、豊浦支所、紫雲寺支所、加治川支所

## 13 在宅重度心身障害者見舞金

内 容	障害者手帳の有無にかかわらず、精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活の大半において介護を必要とする在宅の方に、見舞金を支給します。
見 舞 金 の 金 額	年額60,000円（6月と12月に30,000円ずつ支給）
見 舞 金 を 受 給 で き な い 方	(1) 障がいによる年金、手当を受給している方（特別障害者手当等を含む） (2) 福祉施設に入所している方（※） ※ 施設の種類によっては受給できる場合があります。 《入所していても見舞金を受給できる施設》 有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、グループホーム、 軽費老人ホーム、ショートステイ
問 合 せ 先 申 込 み 先	市社会福祉課、豊浦支所、紫雲寺支所、加治川支所

## 14 認知症高齢者見守り事業

内 容	<p>認知症等により一人で家に帰れない可能性がある高齢者等の情報を事前に登録し、警察などの関係機関と共有するとともに、ご本人の状況に合わせた地域の見守り体制づくりにつなげます。</p> <p>登録番号入りの「反射ステッカー」を交付し、ご本人の靴などに貼りつけ、行き先が分からなくなった時、または知らない場所で保護された時など、いち早く家に帰れるよう、捜索や身元の特定の手掛かりとします。利用するには、申請が必要です。</p>
利用できる方	<p>①市内に住んでいる65歳以上の市民で、認知症等により一人で家に帰れない可能性がある方</p> <p>②市内に住んでいる40歳以上65歳未満の市民で、医師から認知症の診断を受け、一人で家に帰れない可能性がある方</p>
利用料金	1人あたり 300円
問合せ先 申込み先	市高齢福祉課（長寿支援係）、豊浦支所、紫雲寺支所、加治川支所

## 15 認知症初期集中支援事業

内 容	<p>医療・福祉・介護の専門職による支援チームが、認知症に関する相談に応じ、重症化の予防や負担の軽減のための対応を一定期間（おおむね6か月以内）集中的に支援します。</p>
利用できる方	<p>40歳以上で、認知症または認知症が疑われ、以下の①、②のいずれかに該当する方（施設入所者を除く）</p> <p>①医療サービス、介護サービスを受けていない人、または中断している人で以下のいずれかに該当している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症の診断を受けていない</li> <li>・ 認知症と診断されたが介護サービスを中断している</li> <li>・ 継続的な医療サービスを受けていない</li> <li>・ 適切な介護サービスに結び付いていない</li> </ul> <p>②医療サービス、介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している</p>
利用料金	無料
問合せ先 申込み先	各地域包括支援センター、担当のケアマネジャー、市高齢福祉課（長寿支援係）

## 16 STOP 特殊詐欺！あんしん貸出事業

内 容	特殊詐欺の抑止を目的に、現在ご自宅で使用している電話機に取り付けるだけで「通話録音メッセージアナウンス」「通話録音」「緊急連絡ボタン」などの機能が使用できる機器を貸し出します。また、希望者には月1回の電話での安否確認(あんしんコール)を行います。
利用できる方	①65歳以上の一人暮らしの方 ②65歳以上のみ世帯の方 ③日中一人になる65歳以上の方 ④障がい者のいる世帯の方 など ※ 利用には、2か所の緊急連絡先が必要となります。
利 用 料 金	月額200円(半年ごとの請求となります) ※機器の設置及び設定の費用を含む
問 合 せ 先 申 込 み 先	新発田市社会福祉協議会(本町4-16-83新発田市ボランティアセンター内) 電話：0254-23-1000

## 17 緊急時あんしんお出かけ準備事業

内 容	元気なときから、予期せぬケガや病気による入院、将来の施設入所、災害時の避難などに必要な物の事前準備を支援しています。 ①緊急時あんしん準備リスト(入院編・避難編)の無料配布 ②緊急あんしんバッグの販売 ※バッグのみの販売となります。 ③あんしんサポート(買物代行・月1回の安否確認・年1回の物品確認) ※③の対象は、緊急あんしんバッグを購入いただいた方のみとなります。
価 格	緊急あんしんバッグ(円柱型リュック防水タイプ20L)2,000円(税込)
問 合 せ 先 申 込 み 先	新発田市社会福祉協議会(本町4-16-83新発田市ボランティアセンター内) 電話：0254-23-1000